# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
3	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道岩内町長

### 公表日

令和3年3月12日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1 株字個   桂椒ファノル2	た間にはる事政					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険に関する事務					
②事務の概要	・国民健康保険法及び岩内町国民健康保険条例、地方税法、岩内町国民健康保険税条例等に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、保険給付の支給、国民健康保険税の賦課徴収及び調査に関する事務等を行う。 ・国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の資格に関する事務 2. 保険給付に関する事務 3. 保健事業に関する事務 4. 出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事務 5. 国民健康保険税に関する事務 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。					
③システムの名称	国民健康保険(資格・税)システム、個人住民税システム、収納管理システム、国保総合システム、国保データベース(KDB)システム、特定健診等支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合PC					
2. 特定個人情報ファイル	å					
国民健康保険資格情報ファイル	レ、国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル、宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16項、30項 平成26年内閣府・総務省省令第5号第16条、第24条					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45項 並びに内閣府・総務省令第7号の20,25,25の2,26,60条 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,93,97,106,119,120項 並びに内閣府・総務省令第7号の1,2,3,4,5,8,12の3,19,20,22の2,24の2,25,31の2,33,43,44,46,49,53,59の 3,60条					

5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	健康福祉部 健康づくり課 医療保険係						
②所属長の役職名	健康福祉部 健康づくり課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 経営企画部 総務課 庁舎·情報管理係 0135-62-1011						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か 令和3年3月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	他機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	▲を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	内部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 2) 十分に行っている				

#### 変更簡所

変 更 固	<b>ग</b>				ı
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月8日	Ⅰ −1. ③システムの名称	システム、収納管理システム、国保総合システム、国保データベース(KDB)システム、特定健	国民健康保険(資格・税)システム、個人住民税システム、収納管理システム、国保総合システム、国保データベース(KDB)システム、特定健診等支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合PC	事前	平成29年9月末に市区町村事 務処理標準システムが提供さ れ、その適用が開始する前に 再評価を実施した。
令和1年6月28日	I -4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,9 3,97,106頃 (別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45項 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠) 20,25,26条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)27,42,43,44,45項 並びに内閣府・総務省令第7号の20,25,25の2,26,60条 (別表第二における情報提供の根拠)1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,87,93,97,106,119,120項 並びに内閣府・総務省令第7号の1,2,3,4,5,8,12の3,19,20,22の2,2407,25,31の2,33,43,44,46,49,53,59の3,60条	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1. 対象人数 計数時点	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2. 取扱者数 計数時点	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	(なし)	新様式への変更に伴う「Ⅳ リスク対策」の記載	事後	
令和3年3月12日	I-5. 評価期間における担当部署 ①部署	民生部保健福祉課(医療保険担当)	健康福祉部 健康づくり課 医療保険係	事後	
令和3年3月12日	I-5. 評価期間における担 当部署 ②所属長の役職名	民生部保健福祉課課長(医療保険担当)	健康福祉部 健康づくり課長	事後	
令和3年3月12日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務財政課(総務担当)	経営企画部 総務課 庁舎·情報管理係	事後	
令和3年3月12日	I -8. 特定個人ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	総務部総務財政課(総務担当)	経営企画部 総務課 庁舎·情報管理係	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ-1. 対象人数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ-2. 取扱者数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	